

## グリーン購入法適合品

### ●グリーン購入法とは

正式名称は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、平成12年5月31日に公布(平成12年法律第100号)、平成13年4月1日から施行されています。

この法律は、国等の公的機関や地方公共団体・事業者・国民のそれぞれが製品やサービスを購入する際に、環境物品等(環境負荷低減に資する製品やサービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することで、国全体の環境物品等への需要の転換を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。

### ●グリーン購入法適合品とは

環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、「特定調達品目」毎に定められている「判断の基準」に適合する商品がグリーン購入法適合商品となります。

### ●グリーン購入法適合品一覧(特定調達品目名:公共工事)

品目分類	品目名	製品名	使用可能な工法
防水	高日射反射率 防水	FPクール ハイクール	アスファルト防水(公共建築・JASS8) 「アスファルト防水の仕様」 メルタン21防水工法 カスタムEE工法 プレストシステム メカトップ NPシート2号
		MFシート遮熱	メカファイブ
		トップコートC	セピロン防水工法
断熱材	断熱材	シェーンボード シェーンボードW BKボードE	アスファルト防水(公共建築・JASS8) アスファルト防水の仕様 メルタン21防水工法 カスタムEE工法 プレストシステム
屋上緑化	屋上緑化	カナート(CT-1・CT-2)	アスファルト防水(公共建築・JASS8) ピロウエルド新熱工法 クリンアス工法 プレストシステム

【参考資料】「環境物品等の調達に関する基本方針 平成29年2月」より

特定調達品目名:公共工事

品目分類:防水

高日射反射率 防水	<b>【判断の基準】</b> ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
備考)	1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の資材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。  2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

品目分類:断熱材

断熱材	<b>【判断の基準】</b> ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。  <b>【配慮事項】</b> ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。
備考)	1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。  2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」(平成25年12月経済産業省告示第270号)による

品目分類:屋上緑化

屋上緑化	<b>【判断の基準】</b> ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。  <b>【配慮事項】</b> ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
備考)	建物の屋上等において設置するものとする。